

令和7年度 共済事業事務説明会

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会

スケジュール

1. 沖縄県社会福祉事業共済会について
2. 退職共済制度による退職共済金を、退職所得として取扱う為の必要事項について
3. 退職共済金の請求について

1. 沖縄県社会福祉事業共済会について

一般財団法人 沖縄県社会福祉事業共済会

設立目的

沖縄県における民間社会福祉事業等従事職員の福利増進を図り、もって社会福祉事業の進展に寄与することを目的として設立。

沿革

昭和38年1月19日に「沖縄県民間社会福祉事業職員共済会」として設立し、以後、昭和61年3月28日に「財団法人沖縄県社会福祉事業共済会」として認可されました。その後、公益法人制度改革により平成25年4月1日に「一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会」として認可され現在に至っています。

事業概要

給付事業

退職共済金給付事業

慶弔見舞金給付事業(結婚、傷病、災害、死亡給付金)

研修事業

各種研修・セミナー開催

福利厚生事業

永年加入者記念品贈呈事業

健康で豊かな生き方講座助成事業

その他福利厚生事業(テーブルマナー教室等)

貸付事業

償還業務のみ(新規貸付は平成25年度より休止)

1. 退職共済金給付事業

(1) 加入資格

本会から加入を承認された沖縄県内の民間社会福祉施設・団体等(社会福祉法人が設置運営する老人保健施設も含む)の常勤職員並びに雇用期間が1年以上、労働時間が就業規則で定める正規職員の3分の2以上の嘱託・非常勤等職員で、所属長又は経営者から加入が承認された者。

(2) 掛金の額

標準給与月額の1,000分の40とし、加入承認された月から退職する月まで納付する。掛金納付負担の割合は下記による。

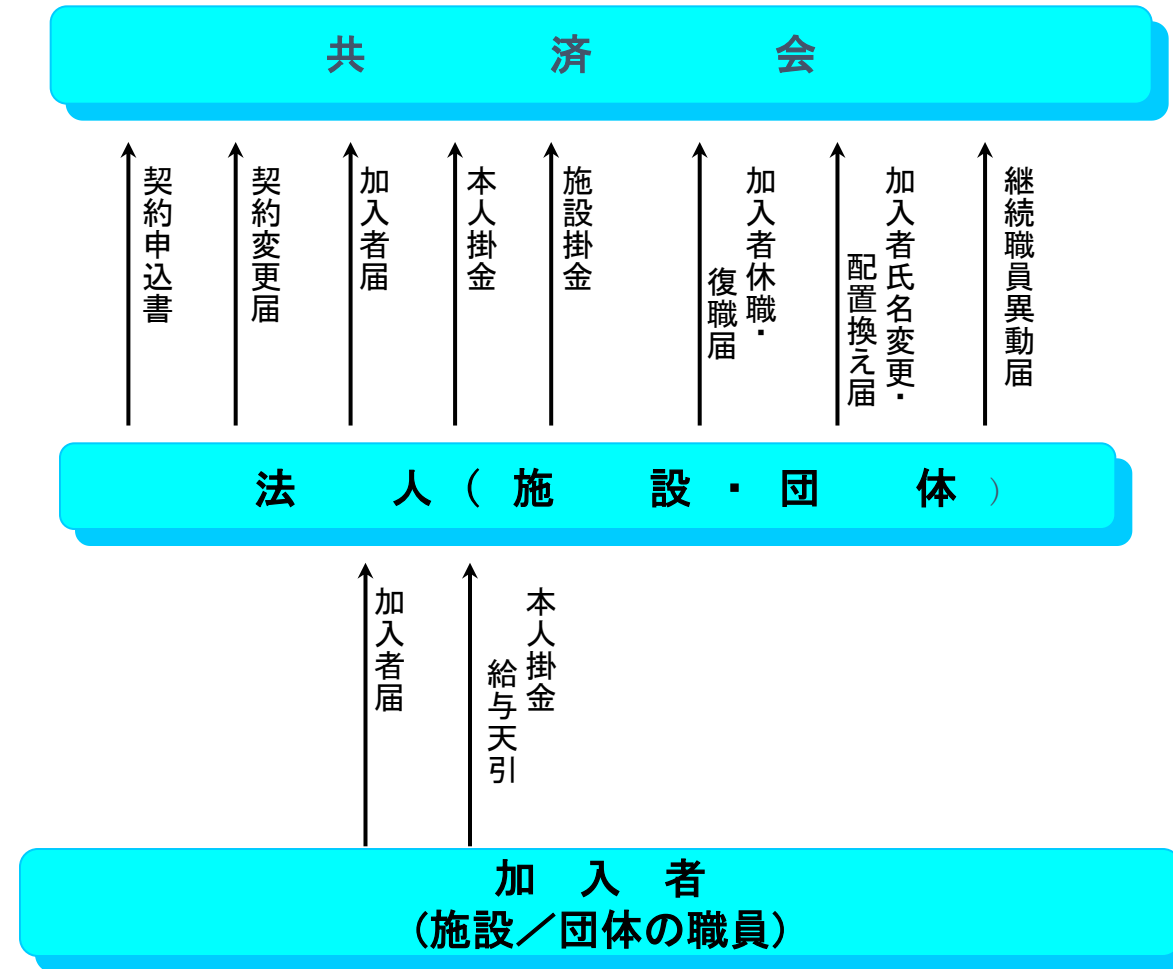
加入者負担 → 標準給与月額×1,000分の20

事業主負担 → 標準給与月額×1,000分の20

※ 標準給与月額＝毎年、給与変更届にて4月1日現在の本俸月額(基本給)を設定し掛金基準表に該当する額で、翌年3月まで掛金を納付する。

(3) 契約・加入・変更等

契約、加入及び変更等までの流れは次のとおり。



(4) 退職共済金給付

掛金を納付した月から退職した年月までの掛金納付期間(月数)に、下記の退職共済金基準表の支給率により乗じた額を毎月積立し、積み立てた退職共済金を支給します。

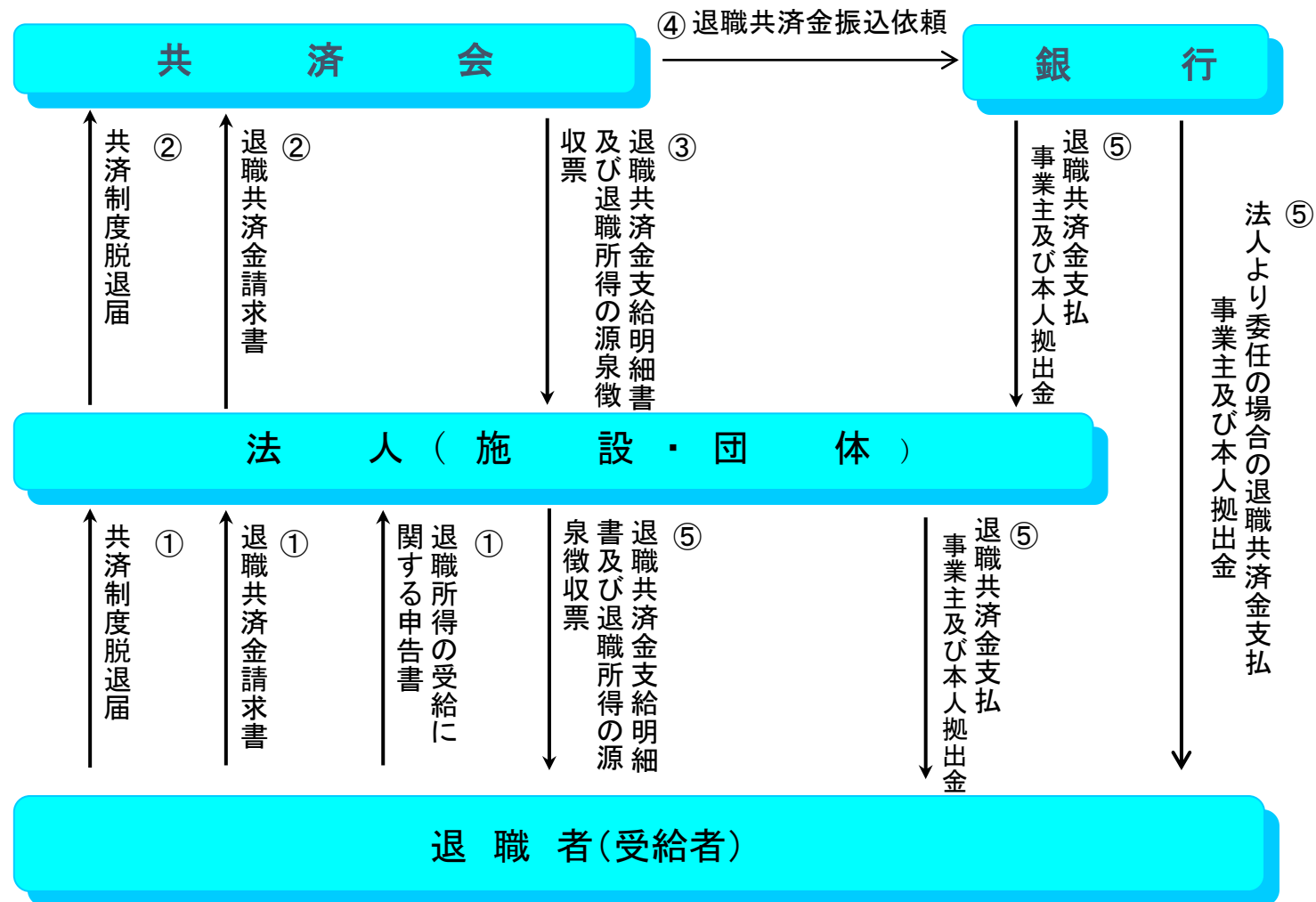
退職共済金基準表

	加入期間	支給率
1	6カ月未満	掛金納入額の100分の50(個人掛金分)
2	6カ月以上3年未満	掛金納入額の100分の85
3	3年以上6年未満	掛金納入額の100分の100
4	6年以上9年未満	掛金納入額の100分の110
5	9年以上12年未満	掛金納入額の100分の115
6	12年以上20年未満	掛金納入額の100分の120
7	20年以上	掛金納入額の100分の125

※6ヶ月未満の掛金納付期間については、掛金納付額の100分の50が支給されます。

(5) 退職共済金支給方法

退職から退職共済金請求及び受給までの流れは次のとおり。



(6) 加入者、退職者等の状況

項目 年度	加 入 者 数			対前年比
	男	女	計	
令和5年度末加入者数	2,792名	4,474名	7,266名	
令和6年度加入者数	296名	626名	922名	
令和6年度退職者数	318名	643名	961名	
令和6年度末加入者数	2,716名	4,511名	7,227名	99.5% (39名減)

(7) 退職共済金の給付状況

令和6年度における退職共済金は961件、704,494,948円を給付

なお、法人化移行後の退職共済金給付状況は次のとおり

項 目 年 度	件 数	金 額	摘要
昭和61～平成30年度	15,894件	11,290,787,729円	
令和元年度	1,004件	696,303,440円	
令和2年度	834件	673,568,880円	
令和3年度	997件	722,806,220円	
令和4年度	946件	789,437,420円	
令和5年度	981件	714,889,648円	
令和6年度	961件	704,494,948円	
合 計	21,617件	15,592,288,285円	

2. 慶弔見舞金給付事業

種別	受給要件	給付金額	添付書類
(1)結婚祝金	加入者が結婚した場合 (夫婦加入者の場合両方該当します。)	10,000円	預金通帳写
(2)死亡弔慰金	加入者死亡の場合 (夫婦加入者の場合本人死亡、配偶者死亡請求の2件該当します。)	本人の場合 100,000円	預金通帳写
	配偶者死亡の場合	10,000円	預金通帳写
	一親等以内死亡の場合	5,000円	
(3)傷病見舞金	疾病または傷病のため1ヵ月以上の入院・自宅療養をした場合 (但し、同一疾患の療養及び傷病については、復職後1年以内は再度の支給は行わない)	10,000円	1ヶ月以上休職期間のある 医師の証明か診断書写 (預金通帳写)
(4)災害見舞金	暴風、豪雨、洪水、高潮、津波等による自然災害及び火災の場合	10,000円 ～ 30,000円	官公署発行罹災証明書 及び現場写真 (預金通帳写)

- ※ 事由の発生から1年以内が申請の対象となります。これ以降は申請を受け付けておりません。
- ※ 加入者となった月から受けられます。
- ※ 給付金は、加入者1人ひとりが支給対象となりますので、夫婦・家族についても個々に請求書を提出して下さい。
- ※ 慶弔見舞金の受取口座は加入者本人の口座のみとなります(法人口座は認められません)。

(1)結婚祝金の給付状況

令和6年度における結婚祝金は51件で510,000円を給付
なお、法人化移行後の結婚祝金給付状況は次のとおり

年 度 \ 項 目	件 数	金 額	摘要
昭和61～平成30年度	3,049件	30,490,000円	
令和元年度	122件	1,220,000円	
令和2年度	110件	1,100,000円	
令和3年度	113件	1,130,000円	
令和4年度	77件	770,000円	
令和5年度	91件	910,000円	
令和6年度	51件	510,000円	
合 計	3,613件	36,130,000円	

(2) 弔慰金の給付状況

令和6年度における死亡弔慰金は142件で1,320,000円を給付
なお、法人化移行後の死亡弔慰金給付状況は次のとおり

種 別 年 度	本 人		配偶者		一親等以内	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
昭和61～平成30年度	101件	10,100,000円	136件	1,360,000円	2,641件	13,205,000円
令和元年度	5件	500,000円	4件	40,000円	147件	735,000円
令和2年度	6件	600,000円	9件	90,000円	171件	855,000円
令和3年度	7件	700,000円	9件	90,000円	158件	790,000円
令和4年度	10件	1,000,000円	2件	20,000円	119件	595,000円
令和5年度	6件	600,000円	9件	90,000円	166件	830,000円
令和6年度	6件	600,000円	8件	80,000円	128件	640,000円
合 計	141件	14,100,000円	177件	1,770,000円	3,530件	17,650,000円

(3) 傷病見舞金及び災害見舞金の給付状況

令和6年度における見舞金は傷病見舞金で78件、780,000円を給付、災害見舞金で1件、20,000円を給付した

なお、法人化移行後の見舞金給付状況は次のとおり

年 度 \ 項 目	件 数	金 額	摘要
昭和61～平成30年度	1,662件	16,740,000円	
令和元年度	60件	600,000円	
令和2年度	100件	1,010,000円	
令和3年度	92件	940,000円	
令和4年度	88件	880,000円	
令和5年度	93件	930,000円	
令和6年度	79件	800,000円	
合 計	2,174件	21,900,000円	

3. 研修事業

財団法人から一般財団法人への移行時の認可条件である公益目的支出計画に基づいて、一般県民を対象とした公益事業として実施されるもので、一般県民及び本会加入施設・団体を含めた公益目的支出計画実施事業として、社会福祉活動に関するセミナー等を開催し、県民の社会福祉に関する理解と参加促進を図るとともに福祉人材の確保養成を趣旨に、各種研修を実施。

4. 福利厚生事業

(1) 永年加入者記念品贈呈事業

対 象: 毎年1月31日現在 本会在会30年の加入者
事業内容: 記念品の贈呈

(2) その他福利厚生事業

- ① テーブルマナー教室の開催
- ② 宮古・八重山・離島地区商品券進呈事業
- ③ 健康で豊かな生き方講座助成事業

5. 貸付事業

貸付事業については、一般財団法人への移行に伴い、貸金業への登録が困難なため、新規貸付業務を停止し、償還業務のみを行っています。

2. 退職共済制度による退職共済金を、退職所得 として取扱う為の必要事項について

I. 退職所得とするための必要事項

1. 基本的事項 <<退職金の支払い者は「契約者＝事業主」>>

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会「以下(共済会)という。」が実施している退職共済制度による退職共済金(本人掛金は除く)は、共済契約者(事業主)が退職金の支払者となる「社内退職積立金」による退職一時金制度です。

共済会の退職共済金を「退職所得」として取り扱うためには、次の対応を行うことを前提としています。

2. 共済会加入施設・団体としての対応

- ① 退職共済金は事業主が労働者に対して支給するものとして、支給の根拠となる退職金規程の設置、又は就業規則等に退職金に係る条項を設ける等、退職金規定等を整備し、退職共済金の支給を行うこと。
- ② 本人掛金は預り金として、退職者に退職金と合わせて返還すること。
- ③ 退職所得として必要な、会計処理、税務手続きを適切に行うこと。

Ⅱ．退職共済金に係る必要な会計処理

1. 掛金納付時には契約者掛金(拠出金)は、退職給付引当資産として、資産計上すること。
2. 加入者の退職後、退職共済金支給時に共済会から送付された書類に基づき、退職金支出と資産の取り崩し等を行うこと。
3. 加入者の異動・転職等に伴い、「継続職員異動届」の提出があった場合、転出先では資産の取り崩し、転入先では資産計上の契約者掛金に関わる会計処理を行うこと。
4. 退職一時金に係る債務を負債として認識し、退職給付引当金を計上すること。

1 会計処理に関する勘定科目（社会福祉法人）

下記の表は、社会福祉法人会計基準(平成23年基準)に基づく、沖縄県社会福祉事業共済会退職共済事業の科目について説明をしています。勘定科目(小区分)については、参考として示しておりますので、法人・施設団体により科目名が異なる場合があります。

1. 貸借対照表科目

大区分	中区分	小区分	説明
＜資産の部＞			
固定資産 その他固定資産	退職給付引当資産	共済会退職共済金預け金	退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積立てた現金預金等をいう。 (契約者が拠出した支払済掛金累計額)
＜負債の部＞			
固定負債	退職給付引当金	共済会退職共済金引当金	将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。

2. 事業活動計算書科目

大区分	中区分	小区分	説明
収益			
その他の収益	雑収益	共済会退職共済金収益	共済会退職共済金の加算分。差益を受け入れる科目。
費用			
人件費	退職給付費用	共済会退職共済金給付費用	法人・施設団体が拠出する当該年度掛金に見合う引当金繰入額。
		共済会退職共済金	共済会退職共済金の加算分。差益を退職金として支払う科目。

3. 資金収支計算書科目

大区分	中区分	小区分	説明
＜事業活動による収入＞			
その他の収入	雑収入	共済会退職共済金収入	共済会退職共済金の加算分。差益を受け入れる科目。
＜事業活動による支出＞			
人件費支出	退職給付支出	共済会退職共済金支出	共済会退職共済金として支払う科目。
＜その他の活動による収入＞			
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入	共済会退職共済金預け金取崩収入	退職給付引当資産の取り崩しによる収入。(共済会退職共済金預け金の取崩し収入科目)
＜その他の活動による支出＞			
積立資産支出	退職給付引当資産支出	共済会退職共済金掛金支出	退職給付引当資産への積立による支出。(共済会退職共済金の契約者掛金)

2 会計処理に関する勘定科目（公益法人）

下記の表は、公益法人会計基準(平成20年基準)に基づく、沖縄県社会福祉事業共済会退職共済事業の科目について説明をしております。勘定科目(小区分)については、参考として示しておりますので、法人・施設団体により科目名が異なる場合があります。

1. 貸借対照表科目

大区分	中区分	小区分	説明
<資産の部>			
固定資産 特定資産	退職給付引当資産	共済会退職共済金預け金	退職給付を支払うための特定預金等(沖縄県社会福祉事業共済会の契約者が、掛金として支払済の預け金累計額をいう。)
<負債の部>			
固定負債	退職給付引当金	共済会退職共済金引当金	退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの(将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。)

2. 正味財産増減計算書（損益計算書）科目

大区分	中区分	小区分	説明
経常収益			
雑収益	雑収益	共済会退職共済金収益	共済会退職共済金の加算分。差益を受け入れる科目。
経常費用			
事業費・管理費	退職給付費用	共済会退職共済金給付費用	法人・施設団体が拠出する当該年度掛金に見合う引当金繰入額。
		共済会退職共済金	共済会退職共済金の加算分。差益を退職金として支払う科目。

3. 収支計算書科目（参考）

大区分	中区分	小区分	説明
<事業活動による収入>			
その他の収入	雑収入	共済会退職共済金収入	共済会退職共済金の加算分。差益を受け入れる科目。
<事業活動による支出>			
事業費・管理費支出	退職給付支出	共済会退職共済金支出	共済会退職共済金として支払う科目。
<投資活動による収入>			
特定資産取崩収入	共済会退職共済金取崩収入		退職給付引当資産の取り崩しによる収入。(共済会退職共済金預け金の取崩し収入科目)
<投資活動による支出>			
特定資産支出	共済会退職共済金預け金支出		退職給付引当資産への積立による支出。(共済会退職共済金の契約者掛金)

3 退職共済金に関する会計処理及び仕訳例

I 沖縄県社会福祉事業共済会の掛金納付時の会計処理について

共済会 掛金額	16,000円
① 掛金(契約者負担分)	8,000円
② 掛金(加入者負担分)	8,000円

1. 掛金を納付（本人掛金・契約者掛金）

掛金納付日 (引落・振込日)	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
ア. 契約者負担分	その他固定資産 退職給付引当資産	現金預金	(その他の活動による収支) 積立資産支出 退職給付引当資産支出	支払資金
掛金(契約者負担分)	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
退職給付引当金を計上	(サービス活動増減の部) 人件費 退職給付費用	固定負債 退職給付引当金	仕訳なし	
	8,000円	8,000円		
イ. 加入者負担分	預り金	現金預金	仕訳なし	
掛金(本人負担分)	8,000円	8,000円		

2. 給与支払い時に加入者負担分を控除する

給与支払日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
加入者負担分控除	給 料	預り金	給 料	支払資金
	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円

参考: 給料日前に掛金を納付する場合は、立替金として処理を行う。

II 掛金累計額を上回る退職共済金を給付する場合	
① 合計支給額	891,272円
② 加入者拠出額	434,400円
③ 退職共済金額	456,872円
④ 契約者掛金累計額	434,400円
⑤ 退職共済金加算額 (③－④)	22,472円

1. 共済会より契約者口座へ送金した場合
- (1) 原則的方法（発生主義で処理した場合） ～3月31日付退職者は年度内会計に入れる～

決算日(期末3/31)	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
引当資産取崩	未 収 金 434,400円	その他固定資産 退職給付引当資産 434,400円	支払資金 434,400円	(その他の活動による収支) 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 434,400円
退職共済金額と 掛金累計額の差額 (差益)	未 収 金 22,472円	(サービス活動増減の部) その他の収益 雑 収 益 22,472円	支払資金 22,472円	(事業活動による収支) その他の収入 雑 収 入 22,472円
引当金戻入 退職金計上	固定負債 退職給付引当金 434,400円	未 払 金 434,400円	(事業活動による収支) 人件費支出 退職給付支出 434,400円	支払資金 434,400円
退職共済金額と 掛金累計額の差額 退職金計上	(サービス活動増減の部) 人件費 退職給付費用 22,472円	未 払 金 22,472円	(事業活動による収支) 人件費支出 退職給付支出 22,472円	支払資金 22,472円
退職金の受領日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
契約者負担分	現金預金 456,872円	未 収 金 456,872円	仕訳なし	
加入者負担分	現金預金 434,400円	預 り 金 434,400円	仕訳なし	
退職者への送金日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
契約者負担分	未 払 金 456,872円	現金預金 456,872円	仕訳なし	
加入者負担分	預 り 金 434,400円	現金預金 434,400円	仕訳なし	

Ⅱ 掛金累計額を上回る退職共済金を給付する場合 （２）簡便的方法（現金主義で処理した場合）～３月３１日付退職者は次年度会計に入れる～

① 合計支給額	891,272円
② 加入者拠出額	434,400円
③ 退職共済金額	456,872円
④ 契約者掛金累計額	434,400円
⑤ 退職共済金加算額（③－④）	22,472円

退職金の受領日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
引当資産取崩	現金預金 434,400円	その他固定資産 退職給付引当資産 434,400円	支払資金 434,400円	(その他の活動による収支) 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 434,400円
退職共済金額と 掛金累計額の差額 (差益)	現金預金 22,472円	(サービス活動増減の部) その他の収益 雑 収 益 22,472円	支払資金 22,472円	(事業活動による収支) その他の収入 雑 収 入 22,472円
加入者負担分	現金預金 434,400円	預 り 金 434,400円	仕訳なし	
退職者への送金日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
引当金戻入 退職金支払	固定負債 退職給付引当金 434,400円	現金預金 434,400円	(事業活動による収支) 人件費支出 退職給付支出 434,400円	支払資金 434,400円
退職共済金額と 掛金累計額の差額 退職金計上	(サービス活動増減の部) 人件費 退職給付費用 22,472円	現金預金 22,472円	(事業活動による収支) 人件費支出 退職給付支出 22,472円	支払資金 22,472円
加入者負担分	預 り 金 434,400円	現金預金 434,400円	仕訳なし	

※ 退職者本人口座へ共済会より直接送金した場合は、加入者負担分の仕訳は必要ありません。

Ⅲ 掛金累計額を下回る退職共済金を給付する場合	
① 合計支給額	215,250円
② 加入者拠出額	122,880円
③ 退職共済金額	92,370円
④ 契約者掛金累計額	122,880円
⑤ 退職給付引当金消去 (③－④)	-30,510円

1. 共済会より契約者口座へ送金した場合
 (1) 原則的方法（発生主義で処理した場合） ～3月31日付退職者は年度内会計に入れる～

決算日(期末3/31)	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
引当資産取崩	未 収 金 92,370円	その他固定資産 退職給付引当資産 92,370円	支払資金 92,370円	(その他の活動による収支) 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 92,370円
引当金戻入 退職金計上	固定負債 退職給付引当金 92,370円	未 払 金 92,370円	(事業活動による収支) 人件費支出 退職給付支出 92,370円	支払資金 92,370円
退職給付引当金 消去	固定負債 退職給付引当金 30,510円	その他固定資産 退職給付引当資産 30,510円	仕訳なし	
退職金の受領日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
契約者負担分	現金預金 92,370円	未 収 金 92,370円	仕訳なし	
加入者負担分	現金預金 122,880円	預 り 金 122,880円	仕訳なし	
退職者への送金日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
契約者負担分	未 払 金 92,370円	現金預金 92,370円	仕訳なし	
加入者負担分	預 り 金 122,880円	現金預金 122,880円	仕訳なし	

Ⅲ 掛金累計額を下回る退職共済金を給付する場合	
① 合計支給額	215,250円
② 加入者拠出額	122,880円
③ 退職共済金額	92,370円
④ 契約者掛金累計額	122,880円
⑤ 退職給付引当金消去 (③－④)	-30,510円

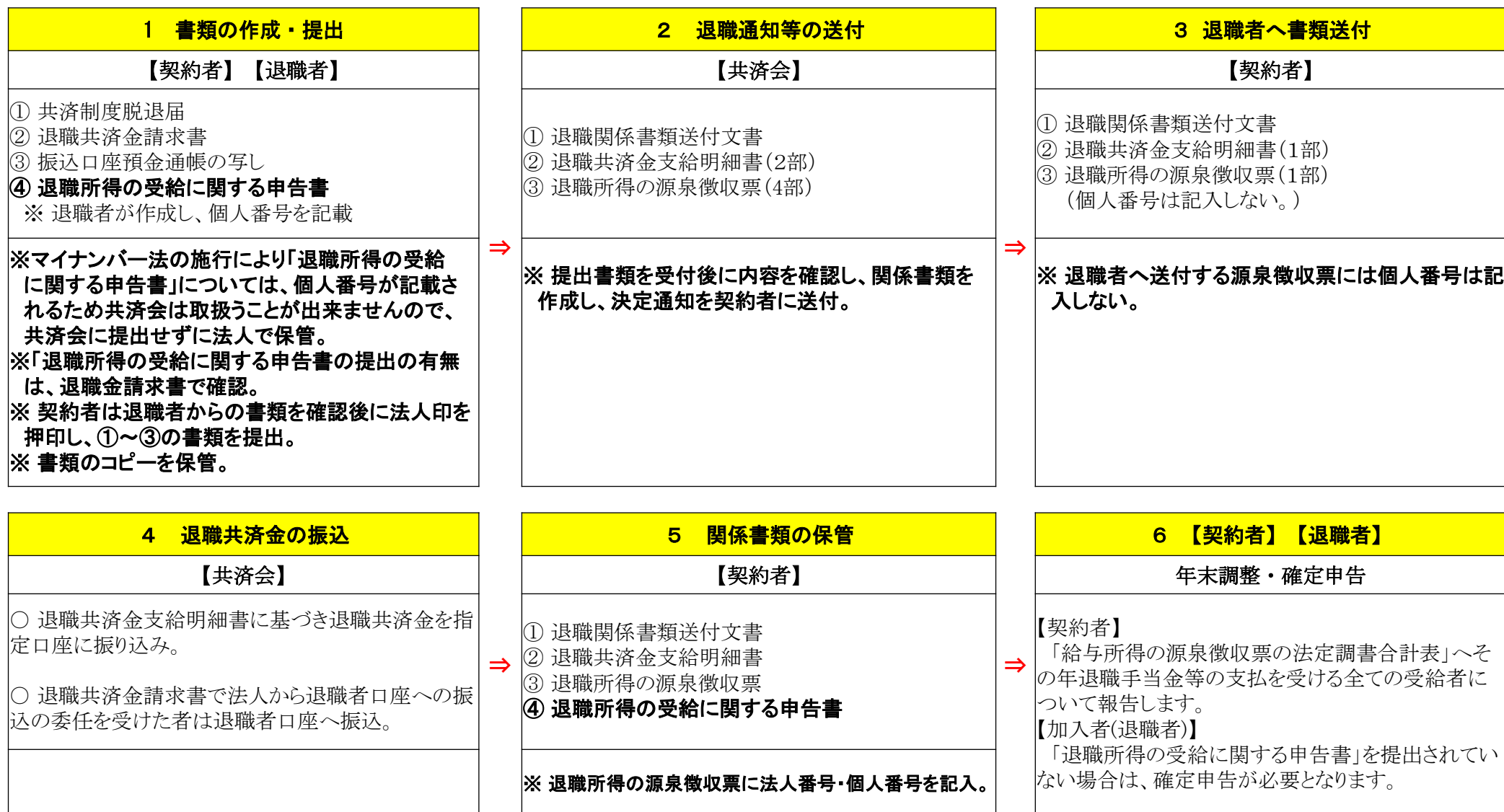
(2) 簡便的方法 (現金主義で処理した場合) ～3月31日付退職者は次年度会計に入れる～

退職金の受領日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
引当資産取崩	現金預金 92,370円	その他固定資産 退職給付引当資産 92,370円	支払資金 92,370円	(その他の活動による収支) 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 92,370円
退職給付引当金 消去	固定負債 退職給付引当金 30,510円	その他固定資産 退職給付引当資産 30,510円	仕訳なし	
加入者負担分	現金預金 122,880円	預 り 金 122,880円	仕訳なし	
退職者への送金日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書		資金収支計算書	
	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
引当金戻入 退職金支払	固定負債 退職給付引当金 92,370円	現金預金 92,370円	(事業活動による収支) 人件費支出 退職給付支出 92,370円	支払資金 92,370円
加入者負担分	預 り 金 122,880円	現金預金 122,880円	仕訳なし	

※ 退職者本人口座へ共済会より直接送金した場合は、加入者負担分の仕訳は必要ありません。

3. 退職共済金の請求について

1. 共済会 退職共済金支給までの流れ



2. 「退職所得の受給に関する申告書」の取扱い等

1. 退職手当等の支給を受ける人が、所得税法第 203条1項各号に掲げる事項を申告書に記載し、退職手当等の支払者に提出する手続です。
2. 国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、この申告を行わなければなりません。この申告を行わない場合は、その退職手当等の金額につき20%（平成25年1月1日以後に支払を受けるべきものについては20.42%）の税率による源泉徴収が行われることとなります。
3. 退職手当等の支払者は、税務署長から特に提出を求められた場合以外は、税務署への提出の必要はありません（退職手当等の支払者が7年間保管することになっていますが、令和8年1月1日以降の支払いについては10年間保管になります）。

退職所得の受給に関する申告書(抜粋) 記載例

令和7年10月6日
税務署長
市町村長 殿

令和7年分 ← 退職所得の受給に関する申告書
退職所得申告書

支払者受付印

退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒903-0804 那覇市首里石嶺町123-456												あなたの 現住所 氏名 個人番号 その年1月1日現在の住所	〒903-0804 那覇市首里石嶺町456-789											
	名称 (氏名)	社会福祉法人 琉球福祉会													沖 縄 秋 子											
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 1 3 0 0 5 6 7 8 9 0 1 2 3													1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
	同 上												同 上													

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

① 退職手当等の支払を受けること
となった年月日

R7 年 9 月 30 日

③ この申告書の提出先から受
ける退職手当等についての勤
続期間

自 H10年11月1日 年
至 R7年9月30日 27

うち
特定役員等勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

うち
重複勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

② 退職の区分
等

一般 [生活
・ 扶助 の 有 無
障害

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職
手当等についての勤続期間

自 年 月 日
至 年 月 日

⑤ ③と④の通算勤続期間

自 年 月 日 年
至 年 月 日

うち
特定役員等勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

うち
重複勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

④ 本年中に支払を受けた他の退職
手当等についての勤続期間

自 年 月 日
至 年 月 日

うち
特定役員等勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

うち
重複勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

退職した年を記入

現在住んでいる住所を記入

氏名を記入

個人番号を記入

退職した年の1月1日現在の
住所を記入

法人番号を記入

◎A欄

勤続年数の期間に1年に満たない
端数があるときは、1年に切り
上げます

就職日を記入

退職日を記入

退職の区分等を記入

◎B欄

特別な事由に該当する場合を
除き B 欄から E 欄への記入は
不要

「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合には、退職所得控除が適用されず、退職手当等の金額に20.42%をかけた所得税等を源泉徴収する必要があります。

退職所得控除を適用するためには、必ず受給者から同申告書の提出を受け、法人において7年間保存をする必要があることにご留意ください。

共済会と福祉医療機構の双方に加入している場合

- ① 共済会の退職手続きを**先**に行う。
- ② 福祉医療機構の退職手当共済新システムへ、共済会から支払われる退職手当金の「源泉徴収票」を入手後に法人もしくは、退職者が、「退職所得の源泉徴収票」を新システムにアップロードを行う。

複数箇所から、退職手当金が支払われる場合、源泉徴収事務は、**最終支払者が源泉徴収事務を行う**ことになります。

福祉医療機構の退職手当共済新システムでは、退職金請求の順番を「福祉医療機構を**後**に請求」で登録する必要があります。

共済会の退職手当金について、請求の順番は共済会の請求が「**先**」となりますので、この場合、源泉徴収事務は福祉医療機構で行います。

※ 退職金請求の順番を「福祉医療機構を**先**に請求」とした場合は、福祉医療機構では源泉徴収事務を行いません。

最終支払者である**共済契約者**が複数箇所から支払われた退職手当金について、まとめて源泉徴収事務を行う必要があります。

退職手当金支払いの順番を登録する

都道府県の退職手当金制度への加入有無および請求順序の登録

続いて都道府県の退職手当金制度への加入の有無と加入している場合はどちらを先に請求するか選択します。

次の2つの項目について、該当する方の選択肢を選びます。

- 都道府県の退職金制度への加入有無
- 退職金請求の順番

登録が完了したら、「次へ」ボタンをクリックします。

独立行政法人 福祉医療機構 退職手当共済システム

〇〇〇法人 様 困ったときは

退職情報 登録（退職手当金支払いの順番の登録）

共済契約者ホーム / 登録方法選択 / 退職予定者一覧 / 退職情報 登録時の事前確認 / 退職情報 登録 / 退職情報 登録（添付書類の確認） / 退職情報 登録（従業員状況の確認） / 退職情報 登録（本俸月額登録） / 退職情報 登録（退職手当金支払いの順番の登録）

1

2

3

4

5

6

7

8

退職者の基本情報登録 添付書類の登録 従業員状況の登録確認 退職した月以前6ヶ月の本俸月額登録 退職手当金請求の順番登録 源泉徴収票の登録 登録内容の確認 機構へ提出

都道府県の退職手当金制度に加入されている場合、退職所得の源泉徴収を行う都合上、福祉医療機構と同時に請求をすることはできません。予め退職手当金の請求の順番を決めていただく必要があります。

なお、福祉医療機構を後に請求される場合は、都道府県の退職金制度から発行された源泉徴収票の添付が必要となります。

職員番号	00001
退職者名	共済 太郎
都道府県の退職金制度への加入有無 【必須】	☒ 加入 ☐ 未加入
退職手当金請求の順番 【必須】	☐ 福祉医療機構を先に請求 ☒ 福祉医療機構を後に請求

戻る

一時保存

次へ

退職者が受け取る退職手当金が福祉医療機構からのみの場合
（複数箇所から退職手当金が支払われない方の場合）

退職届作成時に「支払いの順番」で福祉医療機構を「先」としてください。
源泉徴収事務は福祉医療機構で行います。

退職所得の源泉徴収票の提出について

・令和8年1月1日以降に支給する退職所得について、税務署や市町村への提出義務の対象が全職員へと変更になります。

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（以下退職所得の源泉徴収票等）」は、現行では、源泉徴収義務者である法人において退職手当等の受給者が法人役員の場合

①受給者交付用、②税務署提出用、③市町村提出用

上記計3通を作成し、それぞれに交付・提出する必要があります。

一方、受給者が法人の役員以外（従業員）の場合は、②の税務署長への提出、③の市町村長への提出は不要とされているため、①の受給者交付用のみ作成・交付すればよいこととなっています（旧所規94②、旧地規2の5の3①ただし書）。

税制改正後は、受給者が役員か従業員かによる違いは生じないため、いずれも税務署長と市町村長への提出が必要となります。

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(A4 4枚セット)

令和年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者

個人番号

住所又は居所

令和年1月1日の住所

氏名

(役職名)

区

分

支払金額

源泉徴収税額

特別徴収税額

市町村民税

道府県民税

所得税法第201条第1項第1号並びに
地方税法第50条の6第1項第1号及び
第328条の6第1項第1号適用分

所得税法第201条第1項第2号並びに
地方税法第50条の6第1項第2号及び
第328条の6第1項第2号適用分

所得税法第201条第3項並びに地方
税法第50条の6第2項及び第328条
の6第2項適用分

退職所得控除額

勤続年数

就職年月日

退職年月日

万円

年

年月日

年月日

(摘要)

支払者

個人番号又は法人番号

住所(居所)又は所在地

氏名又は名称

(電話)

整理欄①②

令和年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者

個人番号

住所又は居所

令和年1月1日の住所

氏名

(役職名)

区

分

支払金額

源泉徴収税額

特別徴収税額

市町村民税

道府県民税

所得税法第201条第1項第1号並びに
地方税法第50条の6第1項第1号及び
第328条の6第1項第1号適用分

所得税法第201条第1項第2号並びに
地方税法第50条の6第1項第2号及び
第328条の6第1項第2号適用分

所得税法第201条第3項並びに地方
税法第50条の6第2項及び第328条
の6第2項適用分

退職所得控除額

勤続年数

就職年月日

退職年月日

万円

年

年月日

年月日

(摘要)

支払者

個人番号又は法人番号

住所(居所)又は所在地

氏名又は名称

(電話)

整理欄①②

令和年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者

個人番号

住所又は居所

令和年1月1日の住所

氏名

(役職名)

区

分

支払金額

源泉徴収税額

特別徴収税額

市町村民税

道府県民税

所得税法第201条第1項第1号並びに
地方税法第50条の6第1項第1号及び
第328条の6第1項第1号適用分

所得税法第201条第1項第2号並びに
地方税法第50条の6第1項第2号及び
第328条の6第1項第2号適用分

所得税法第201条第3項並びに地方
税法第50条の6第2項及び第328条
の6第2項適用分

退職所得控除額

勤続年数

就職年月日

退職年月日

万円

年

年月日

年月日

(摘要)

支払者

個人番号又は法人番号

住所(居所)又は所在地

氏名又は名称

(電話)

整理欄①②

令和年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者

個人番号

住所又は居所

令和年1月1日の住所

氏名

(役職名)

区

分

支払金額

源泉徴収税額

特別徴収税額

市町村民税

道府県民税

所得税法第201条第1項第1号並びに
地方税法第50条の6第1項第1号及び
第328条の6第1項第1号適用分

所得税法第201条第1項第2号並びに
地方税法第50条の6第1項第2号及び
第328条の6第1項第2号適用分

所得税法第201条第3項並びに地方
税法第50条の6第2項及び第328条
の6第2項適用分

退職所得控除額

勤続年数

就職年月日

退職年月日

万円

年

年月日

年月日

(摘要)

支払者

個人番号又は法人番号

住所(居所)又は所在地

氏名又は名称

(電話)

整理欄①②

本会が代理で発行しております「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」については、共済事業システムに登録した内容になります。

就職年月日＝共済事業加入日
退職年月日＝共済事業脱退日
支払者＝共済契約者名

上記の日付は、法人の就職年月日、退職年月日とは異なる場合がありますのでご注意ください。

共済会各種様式等

共済事業規程による諸提出書類及び提出期限

	様式名	様式番号	根拠規定	添付書類	提出期限	提出を必要とする事由	備 考
1	共済契約申込書	様式第1号	共済事業規程 第4条		1週間以内（加入施設・団体 登録事項により）	法人が新たに加入をするとき	
2	共済契約変更届	様式第2号	〃 第7条2項（1）		事由発生後早目に提出	契約者の登録事項に変更が生じたとき	
3	加入者届	様式第3号	〃 第8条1項（1）		1週間以内（加入者の必要登 録事項があるため）	職員が新たに加入するとき	
4	加入者休職・復職届	様式第4号	〃 第8条1項（2）		1週間以内	加入者が休職または復職するとき	
5	氏名変更・配置換え届	様式第5号	〃 第8条1項（3）		配置換えは1週間以内	加入者に氏名変更または配置換えが生じた とき	
6	共済制度脱退届	様式第6号	〃 第8条1項（4）		事由発生後早目に提出 様式9号と一緒に提出	1.加入者が退職したとき 2.加入者が死亡したとき（遺族）	
7	継続職員異動届	様式第7号	〃 第8条1項（5）		1週間以内	異動前、異動後の施設団体がいずれも 本共済会に加入している施設・団体職員に 異動があったとき	
8	共済制度掛金納付明細書	様式第8号	〃 第14条2項			退職・休職等で掛金の納付額（引落）に変 更がある場合は、共済会まで事前に連絡す る	毎月共済会で作成し納付依 頼をする。
9	退職共済金請求書	様式第9号	〃 第20条3項（1）	普通預金通帳（写）	事由発生後早めに提出 様式6号と一緒に提出	1.加入者が退職したとき 2.加入者が死亡したとき（遺族）	
10	退職所得の受給に関する申告書 退 職 所 得 申 告 書	様式第9号－1	税務署指定様式		事由発生後作成し事業所で 保管	1.加入者が退職したとき 2.加入者が死亡したとき（作成不要）	共済会には提出しない。
11	結婚・傷病・災害・死亡給付金 請求書	様式第10号	〃 第20条3項（2）	傷病見舞金のみ1ヶ月以上の診断 書の（写） 普通預金通帳（写） 災害の場合は罹災証明書	事由発生後早目に提出。 遡って1年以内	1.加入者が結婚したとき 2.一親等以内が死亡したとき 3.加入者が1ヶ月以上の傷病・療養 があったとき 4.加入者が火災・風災害などの不可効 力等で損害を受けたとき	災害見舞金については、被 災内容を確認できる現場写 真を添付してください。
12	講座受講助成金様式	別紙様式	講座受講助成金様式	講座受講代金の領収証（写） 普通預金通帳（写）	事由発生後早目に提出	カルチャー教室やスポーツジム等を加入者 が利用したとき（年1回）	
13	給与変更届（掛金算定基礎）	別紙様式	共済事業規程 第13条1項			各加入施設・団体に毎年4月1日現在の給 与月額の報告依頼（共済会から毎年1回、 3月に依頼する）	各加入者毎の一覧表により 作成し給与変更届の提出依 頼をする。

共済契約申込書(様式第1号)

様式第1号		共済契約申込書		共済会受付印	
一般財団法人 沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿					
一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会共済事業規程を了承し、次の通り共済契約を申し込みます。					
申込日 令和7年4月1日					
共済契約者	法人等の名称及び代表者名(フリガナ)				代表者印
	シャカイフクシホウジン リョウキョウフクシカイ				社会福祉法人琉球福祉会 理事長の印
	法人名 社会福祉法人 琉球福祉会				
	リジチョウ オキナワ イチロウ				
	代表者名 理事長 沖縄 一郎				
住所		郵便番号	9 0 3 - 0 8 0 4	電話番号	(098) 885 - 2821
		那覇市首里石嶺町4-373-1			
※ 連絡先			電話番号	(098) 885 - 2821	
			FAX番号	(098) 885 - 2822	
			担当者名	沖縄 夏子	
下記事業所(事業体)を共済契約代行者として届出いたします。					
	施設番号	施設の名称及び共済契約代行者氏名(施設長名)・印			
	施設の種類	施設所在地			
1	756	リュウキョウホイクエン	琉球保育園 園長 琉球 花子		
	保育園	〒903-0803	那覇市首里石嶺町4-444-4		
		電話番号	(098) 885 - 2222	FAX番号	(098) 885 - 2223
2	757	ナハホイクエン	那覇保育園 園長 那覇 梅子		
	保育園	〒903-0803	那覇市首里平良1-123-4		
		電話番号	(098) 885 - 2233	FAX番号	(098) 885 - 2234
3			印		
		〒			
	電話番号	() -	FAX番号	() -	
4			印		
		〒			
	電話番号	() -	FAX番号	() -	

共済契約代行者（施設長等）
を登録する場合は、代行者の
氏名と公印を記入・押印してく
ださい。

共済契約変更届(様式第2号)

様式第2号

共済契約変更届

共済会受付印

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

財団法人沖縄県社会福祉事業共済会共済事業契約規程
第7条の規定に基づき、下記の通り届出いたします。

令和7年7月1日

共済契約者	名称	フリガナ シヤカイフクシホウジン リュウキュウフクシカイ (法人名) 社会福祉法人 琉球福祉会										代表者職・氏名 理事長 沖縄 一郎	
	郵便番号	9	0	3	—	0	8	0	4	電話番号	(098) 885-2821		
	法人住所	那覇市首里石嶺町4-373-1											

※ 連絡先	電話番号	(098) 885 — 2821	
	FAX番号	(098) 885 — 2822	
	担当者名	沖縄 夏子	

下記事項の変更について届出いたします。

① 共済契約者の変更

共済契約者	名称	フリガナ シヤカイフクシホウジン リュウキュウフクシカイ (法人名) 社会福祉法人 琉球福祉会										代表者職・氏名 理事長 沖縄 二郎	
	郵便番号	9	0	3	—	0	8	0	4	電話番号	(098) 885-2821		
	法人住所	那覇市首里石嶺町4-373-1											

② 事業所(事業体)・共済契約代行者の変更

	施設番号	施設の種類	施設・事業所名 所在地	TEL FAX	共済契約代行者 氏名(施設長名)
変更後	756	保育園	フリガナ リュウキュウホイクエン 琉球保育園 〒 那覇市首里石嶺町5-555-5		
	変更前	756	保育園	フリガナ リュウキュウホイクエン 琉球保育園 〒 903-0803 那覇市首里石嶺町4-444-4	(098) 885-2222 (098) 885-2223
変更後				フリガナ 〒	() - () -
	変更前			フリガナ 〒	() - () -

住所変更

現在の共済契約者名を記載

変更後の共済契約者、枠内を全て記載

加入者届(様式第3号)

様式第3号

加入者届

共済会受付印

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

下記のとおり加入申込をいたします。

令和7年4月1日

連絡先

電話番号

098-885-2821

部署名

総務部

担当者

沖縄 夏子

名称

(法人名・施設名)代表者名

社会福祉法人琉球福祉会 理事長 沖縄 二郎

住所

〒903-0804

那覇市首里石嶺町4-373-1

事務員

166,000円

カード区分

101

1

処理区分

1

加入者番号

※

施設番号

※

氏名

オキナワ ハナコ

加入者の住所

那覇市首里平良町1-1-1

性別

1.男 2.女

生年月日

S.昭和 H.平成 R.令和

職名

事務員

加入年月日

※

標準給与月額

166,000円

2

処理区分

1

加入者番号

※

施設番号

※

氏名

加入者の住所

性別

1.男 2.女

生年月日

S.昭和 H.平成

職名

加入年月日

※

標準給与月額

円

3

処理区分

1

加入者番号

※

施設番号

※

氏名

加入者の住所

性別

1.男 2.女

生年月日

S.昭和 H.平成

職名

加入年月日

※

標準給与月額

円

4

処理区分

1

加入者番号

※

施設番号

※

氏名

加入者の住所

性別

1.男 2.女

生年月日

S.昭和 H.平成

職名

加入年月日

※

標準給与月額

円

加入者印ははっきりと文字が確認出来るよう押印下さい。
朱肉を使用する印鑑でお願いします。

加入者休職・復職届(様式第4号)

毎月の掛金を未納にする場合に提出。
休職中であっても、給与が発生し、掛金を納付される場合は提出の必要はありません。

掛金の未納又は再開される月初めの10日以内に出来るだけご提出をお願いします。
提出が遅れる場合は、事前にご連絡をお願いします。

※ 加入者休職・復職届をご提出頂きましても、毎月送付しております「共済制度掛金納付明細書」へは、休職者のお名前等が印字されます。(退職ではない為)
口座振替日より銀行の7営業日前までに、未納月の「掛金・償還金の納付依頼(自動引落)のお知らせ」を変更のうえ、共済会へFAXの送付をお願いします。

様式第4号

加入者休職・復職届

共済会受付印

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

下記のとおり届出いたします。

令和7年6月1日

共済契約者	名称	(法人名) シヤカイフクシホウジン リュウキュウフクシカイ 社会福祉法人 琉球福祉会	代表者氏名	理事長 沖縄 二郎
	住所	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町4-3731-1	施設名	琉球保育園

	加入者番号	加入者氏名	生年月日	事実の発生日	発生コード	備考
1	12345	フリガナ オキナワハナコ 沖縄 花子	1.昭和 S 55年12月5日 2.平成	R7年5月31日	1.休職、2.復職	6月より掛金未納
2	12356	フリガナ オキナワフクコ 沖縄 福子	1.昭和 S 58年1月11日 2.平成	R7年6月1日	1.休職、2.復職	6月より掛金納付
3		フリガナ	1.昭和 年 月 日 2.平成	年 月 日	1.休職、2.復職	
4		フリガナ	1.昭和 年 月 日 2.平成	年 月 日	1.休職、2.復職	

備考欄に未納開始月を記載

備考欄に納付開始月を記載

加入者氏名変更・配置換え届(様式第5号)

同法人間での異動の場合の届出になります。

別法人へ異動される場合は、
継続職員異動届(様式第7号)
での届出となります。

様式第5号

加入者氏名変更・配置換え届

共済会受付印

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

下記のとおり届出いたします。

令和7年1月10日

共済契約者	名称	(法人名) シャカイフクシホウジン リュウキュウフクシカイ 社会福祉法人 琉球福祉会	代表者氏名	理事長 沖縄二郎
	住所	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1	施設名	琉球保育園

カード区分

101

処理

2

【氏名の変更】

	加入者番号	加入者氏名	変更後	変更年月日	備考
1	13579	フリガナ オキナワ ハルコ 沖縄 春子	フリガナ リュウキュウ ハルコ 琉球 春子	R7年1月5日	
2		フリガナ	フリガナ	年 月 日	
3		フリガナ	フリガナ	年 月 日	

カード区分

101

処理

2

【配置換え】

	加入者番号	加入者氏名	変更前	変更後		変更年月日
			施設名	施設名	施設番号	
1	14588	フリガナ 沖縄 奈々子	琉球保育園	那覇保育園	111	R7年1月1日
2		フリガナ				年 月 日
3		フリガナ				年 月 日

社会福祉法人
琉球福祉会
理事長印

施設番号は、異動後の番号
を記入してください。

共済制度脱退届(様式第6号)

様式第6号

共済制度脱退届

脱 退 者	加入者番号	11,111	借入金 残 高	円	貸付金・購買金 の 確 認	1. ある 2. ない
	住 所	〒 903-0888 那覇市首里石嶺町123-456			残金の処理状況 平成 年 月 日完了	
	フリガナ	キョウサイ アキコ		自 宅	電話 098 (888) 1212	
	氏 名	共 済 秋 子		連絡先	電話 ()	
	職 名	保育士	性別	1. 男 2. 女	年 号	S・昭和 H・平成
	加 入 年 月 日	1. 昭和 平成 10 年 11 月 1 日		脱 退 年 月 日	令和 7 年 12 月 31 日	
	脱退の 理 由	該当する符号に○印を付してください。 1. 普通退職 2. 定年退職 3. 傷病退職 4. 本人死亡 5. その他()				

上記の者は、一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会共済事業規程第18条の規定により
資格を喪失したので届出ます。

R8年1月10日

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

施 設 団 体 名 社会福祉法人 琉球福祉会
所 属 長 名 理事長 沖 縄 二 郎

共済会受付印

社会福祉法人 琉球福祉会
理事長 沖 縄 二 郎 印

・脱退の理由において、5. その他を選択した場合は、様式第9号の振込先口座は法人の口座を指定してください。

・退職ではない脱退は退職金として扱われない場合があるため、振込後の取り扱いについては、各法人で確認してください。

継続職員異動届(様式第7号)

様式第7号

継続職員異動届

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

財団法人沖縄県社会福祉事業共済会共済事業契約規程
第8条第1項第5号の規定に基づき、下記の通り届出いたします。

共済会受付印

R7年8月1日届出

カード区分	101	処理	2	加入者番号	12,121	施設団体番号	※007
加入者氏名	フリガナ ヤマガワ ハナコ 山 川 花 子			加 入 年 月 日	昭 平 12年 12月 1日	性 別	男 女
異動前の職種	事務員		異動後の職種	事務員			
異動年月日	令和 7 年 7 月 31日退職			令和 7 年 8 月 1日再就職			
異動前の月俸	140, 000円		異動後の月俸	144, 000円			

異動前	法人名 代表者名	社会福祉法人 琉球福祉会 理事長 沖 縄 二 郎	社会福祉法人 琉球福祉会 理事長の印
異動後	法人名 代表者名	社会福祉法人 那覇福祉会 理事長 那 覇 一 郎	社会福祉法人 那覇福祉会 理事長の印

※ 年号 S=昭和 H=平成 R=令和

- (注) 1. この届は、異動前共済契約者が必要事項を記入し、異動後共済契約者へ送付し、必要事項を記入後、共済会へ提出してください。
2. 転出日、転入日が引続かない場合は、継続職員となりませんので注意してください。
3. この届を提出した場合は、その被共済職員にかかる「加入者届」は提出しないでください。

職員の継続異動は、異動前、異動後双方の共済契約者に承諾を得なければ、異動はできません。

また、異動年月日の退職日と再就職日に空白期間があっては異動できません。

ご提出は、事由発生後7日以内をお願いします。
提出が遅れますと異動処理が出来なくなります。

退職共済金請求書(様式第9号)

様式第9号

退職共済金請求書

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

金	円
---	---

カード区分	103	処理区分	1
-------	-----	------	---

加入者番号	11,111	借入金残高	貸付金・購買金	ある ない
-------	--------	-------	---------	-------

住 所	〒(903 -0888) 那覇市首里石嶺町123-456	残金の処理状況	
フリガナ	キョウサイ アキコ	平成 年 月 日完了	
氏 名	共 済 秋 子	自 宅	
加入者が死亡の 場合受取人の 氏 名	フリガナ	連絡先	098-888-1212
印	続 柄		
採用年月日	加入年月日	退職年月日	退職当月の掛金
年 号	年 号	年 号	1 納付する 2 納付しない
H10 年11 月 1 日	H10 年11 月 1 日	R7年12 月31 日	

※ 年号 S=昭和 H=平成 R=令和

委任状	受給者氏名 共 済 秋 子 当法人の都合により上記の者へ送金することを委任いたします。 社会福祉法人 琉球福祉会 委任者(代表者) 理事長 沖 縄 二 郎	※ 退職者本人の口座に振込む場合は、この枠内は必ずご記入押印下さい。
-----	--	------------------------------------

事福法社
長社人會
の会琉福
印理球社

申告書	退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の受理確認について 1. 受理している 2. 受理していない いずれかの番号に○印を付けて下さい。 注：提出していない場合の源泉徴収税額は、支払いを受ける金額の20.42%相当する金額が課税されます。
-----	--

請求者	住 所 共済契約者名 代 表 者 名	那覇市首里石嶺町456-789 社会福祉法人 琉球福祉会 理事長 沖 縄 二 郎	事福法社 長社人會 の会琉福 印理球社
	指 定 口 座	銀行	支 店
	金融機関	沖 縄	共済会受付
	普通預金(口座番号)	信用金庫	支 所
	口座名義	フリガナ	出張所
	〇〇〇〇〇〇	キョウサイ アキコ	
		共 済 秋 子	

※ 記載された預金通帳の写しを添付下さい。

指定口座を加入者本人の口座にする場合に記入してください。

法人の口座に指定する場合は、記入せずに空欄で提出してください。

申告書欄は、チェック漏れが多い箇所です。

申告書を退職者から受け取り、法人で保管したら「1. 受理している」にチェックしてください。

「退職所得の受給に関する申告書」については、前述の2.「退職所得の受給に関する申告書」の取扱い等をご参照ください。

結婚・傷病・災害・死亡給付金請求書(様式第10号)

様式第10号

結婚・傷病・災害・死亡給付金請求書

一般財団法人
沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

共済事業規程に定める下記給付金について次のとおり請求しますので、
決定のうえは下記口座へお支払下さるようお願いします。

カード区分	104	処理区分	1
-------	-----	------	---

※印は記入しないで下さい。

加入者番号	第 11,111号	加入年月日	昭和 平成 20 年 11 月 1日
種別 番号	1	一金 10,000 円	※ 年 月 日
施設団体名	社会福祉法人 琉球福祉会		種 別 事 由 1.結婚祝金 令和 7 年 10 月 10日婚姻 2.傷病見舞金 (医師による診断書を添付) ※1ヶ月以上(写でも可) 3.災害見舞金 (添付書類:) 4.死亡弔慰金 (続柄:) 平成 年 月 日死亡
住 所	〒 903-0888 那覇市首里石嶺町123-456		
職 名	保育士		
氏 名	共 済 秋 子		
加入者が死亡の 場合受取人の 氏名	フリガナ	印	

注記: 2から5までの何れかを該当するものに○印及び記入をして下さい。
該当するものの添付書類は、申請書と同時に提出して下さい。

上記のとおり申請いたします。

申請年月日 令和7年10月25日

申 請 者	住 所	那覇市首里石嶺町123-456		事 福 法 社 長 社 人 会 の 会 琉 球 福 祉 会 印 理 球 社 公印	
	共済契約者名	社会福祉法人 琉球福祉会			
	代 表 者 名	理事長 沖 縄 二 郎			
	金融 機関	沖 縄	指 定 口 座 銀 行 信用金庫	支 店 支 所 出張所	共済会受付
	普通預金(口座番号)	フリガ ナ	キョウサイ アキコ		
〇〇〇〇〇〇	口座 名義	共 済 秋 子			

※ 記載された預金通帳の写しを添付して下さい。

種別番号とは
種別事由に記載されて
いる番号です。